

一般社団法人 日本解剖学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本解剖学会（英文では、Japanese Association of Anatomists）という。

(事務所)

第2条 本法人は、その主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第3条 本法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

(目的)

第4条 本法人は、解剖学に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の学術団体との連携協力を行うことにより、解剖学及び解剖学教育の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展と国民の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会等の開催
- (2) 学会誌等の刊行
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 解剖学教育の質の向上及び解剖学に関する研究及び調査
- (5) 内外の学術団体との連携及び交流
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

(基金)

第6条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 本法人の基金は、本法人が解散するときまでは返還しない。

(基金の返還手続)

第8条 基金の返還の手続きについては、定時社員総会において返還すべき基金の総額についてのみ決議し、その後の具体的な基金の返還に関する事項については、理事会が決定する。

(公告の方法)

第9条 本法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 本法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には官報に掲載して行う。

第2章 社員及び会員

(社員たる資格の取得)

第10条 本法人の社員は、代議員を選出する方法を定めた規程により、正会員の中から選出された代議員をもって本法人の社員たる資格を有する者とする。

2 前項の選出方法に関して、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利（選挙権）を持ち、代議員に立候補する権利（被選挙権）を持つ。

(種別)

第11条 本法人の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員とは、本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員とは、本法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員とは、本法人の目的、事業を賛助する個人または法人
- (4) 永年会員とは、正会員として本法人の発展に尽くし、理事会が推薦し、社員総会の決議を経て承認された者
- (5) 名誉会員とは、顕著な学術上の功績をもって解剖学の進歩と本法人の発展に尽くし、理事会が推薦し、社員総会の決議を経て承認された者

2 正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員たる代議員の権利を、代議員と同様本法人に対して、行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
（会員の義務）

第12条 会員は本定款に定めるもののほか、社員総会の議決を尊重し、遵守する義務がある。

（入会）

第13条 本法人の会員になろうとする者は当該年度の会費を添えて所定の申込書を理事長に提出し、常務理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推された者は、入会の手続きを要せずかつ本人の承諾をもって会員となることができる。

（会費）

第14条 正会員及び団体会員は、本法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規程において定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 永年会員ならびに名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

（退会）

第15条 本法人を退会しようとする者は、別に定めるところにより理事長に申し出なければならない。未納会費があるときは、それを全納しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 特別の理由なく会費を2か年以上滞納したとき
- (2) 死亡したとき、または失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 本法人が解散したとき

3 法人法上の社員たる代議員は、その社員たる地位からいつでも退社できる他、次に掲げる事由により退社する。

- (1) 本法人の正会員たる地位を喪失した場合及び喪失したものとみなされた場合。
- (2) 総社員（総代議員）の同意
- (3) 除名
- (4) 死亡

（除名）

第16条 会員・社員（代議員）が次の各号の一に該当するときは、その会員・社員（代議員）の除名に関する社員総会の決議は、総社員（総代議員）の半数以上であって、総社員（総代議員）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 本法人の定款又は規則（細則・規程・規約・内規・申し合わせ）に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員・代議員を除名する場合は、理事会の議を経て、当該会員・代議員に除名の決議を行う社員総会の7日前までに通知するとともに、同社員総会において当該会員・代議員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第17条 会員が第15条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金及び返還しない。

第3章 役員、会計監査人及び代議員

（役員及び会計監査人）

第18条 本法人には、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち4名以内を業務執行理事とすることができる。
- 4 前項で選定された業務執行理事は常務理事に就任する。
- 5 本法人には、会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任、資格の喪失、定年）

第19条 本法人の理事及び監事の選任は、本法人の代議員の中から役員選出細則に定めるところにより候補者を選出し、社員総会において選任する。理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 理事の選任に当っては、理事のいずれか一人及びその親族、その他特殊の関係のある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えてはならない。

- 3 監事には、本法人の理事（その親族、その特殊の関係のある者を含む）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 理事が所属する支部を変更したときは、理事の資格を失うものとする。
- 5 満65歳以上の代議員は、役員に就任することはできない。
- 6 会計監査人は、社員総会において選任する。

（理事の職務）

第20条 理事長は本法人の業務を総理し、本法人を代表する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。
- 3 常務理事は、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によりその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事は理事会を組織し、本法人の会務の執行の決定に参画する。

（監事の職務）

第21条 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会を招集すること

（会計監査人の職務及び権限）

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事及び監事の再任は妨げない。
- 5 本法人の理事は代議員でなければならず、任期中に代議員資格を喪失した理事はその資格を失うものとする。
- 6 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第24条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。なお、当該決議に関して、理事については、代議員総数の過半数が出席し（委任状による出席も含む）、出席代議員の議決権の3分の2以上の賛成を要し、監事については第16条第1項に規定する議決を要する。

- 2 会計監査人は、社員総会の決議により解任することが出来る。
- 3 前項の規定により解任する場合は、当該役員及び会計監査人にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、当該社員総会において、当該役員及び会計監査人に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 役員及び会計監査人は、その任務を怠ったときは、本法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 監事は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、職務を懈怠したとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(代議員の選任)

第25条 本法人には300名以上500名以内の代議員を置く。

- 2 代議員は、代議員選出規程の定めるところに従い、正会員の中から選出し、定時社員総会の決定を経て、定時社員総会終了時に本法人の法人法上の社員となる。
- 3 理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
- 4 代議員の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠又は増員によって選任された代議員の任期は前任者または他の在任代議員の任期の残存期間と同一とする。
- 5 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(代議員の職務)

第26条 代議員は社員総会を組織し、本定款に定める他に、本法人の各種委員会活動に参加する。

(役員、会計監査人及び代議員の報酬)

第27条 役員及び代議員は、無報酬とする。

- 2 会計監査人の報酬等は、監事の全員の同意を得て理事会において定める。

第4章 社員総会

(社員総会)

第28条 本法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時社員総会は毎事業年度末日から3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は理事会が必要と認めるとき、または代議員現在数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき、開催する。

- 2 社員総会は法人法上の社員たる代議員をもって構成する。社員総会は、本法人の最高決議機関として、法人法及び本定款に定めるもののほか、会務について理事長の諮問に応じて評議し、法人の運営に関する事項を議決する。
- 3 名誉会員及び永年会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(招集)

第29条 社員総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項に規定する代議員からの開催の請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集通知を発しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、その請求をした代議員は裁判所の許可を得て、臨時社員総会を招集することができる。
- 3 社員総会を開催するには、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各代議員に対して通知を発しなければならない。

(社員総会の定足数及び決議)

第30条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第31条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、社員総会ごとにあらかじめ本法人に委任状（又は、代理権を証明する書面）を提出しなければならない。

(議決権)

第32条 社員総会において、代議員は一人1個の議決権を有する。

(議長)

第33条 社員総会の議長は、理事会で指名された代議員がこれに当たる。

(議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印して10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 会議及び委員会

(会議)

第35条 本法人には、会務を議するために次の会議をおく。

- (1) 理事会
 - (2) 社員総会
- (理事会の招集等)

第36条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、理事長は臨時に理事会を招集できる。

2 前項のほか、理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を要求されたときは、理事長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は理事長とする。

4 理事長及び業務執行理事として選任された理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会の定足数及び決議)

第37条 理事会の決議は、理事現在数の3分の2以上が出席し、その過半数をもっておこなう。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印して10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会の審議事項)

第40条 理事会は、法人法第90条第2項及び本定款に定めるもののほか、次の事項を審議、議決する。

- (1) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 社員総会に付議する事項
- (3) 委員会の設置及び改廃ならびにその運営に関する事項
- (4) その他重要な会務の運営に関する事項

(委員会)

第41条 理事会の諮問と会務執行のため常置委員会を置く。理事会が必要と認めたときはその他に特別委員会を置くことができる。

2 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。

3 委員会の委員長及び委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第42条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第43条 本法人の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て社員総会に報告するものとする。これらを変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条

本法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、法人法の規定に従い理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、また、第3号から第5号までの書類については、会計監査人の監査を受けた後、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第46条 本法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得て、特別会計を設けることができる。

(収支差益の処分)

第47条 本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、理事会及び定時社員総会の議決、承認を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(長期借入金)

第48条 本法人は借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会の議決、承認を得なければならない。

(剰余金分配の禁止)

第49条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業及び会計年度)

第50条 本法人の事業及び会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月末日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第51条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員を置くことができる。

(書類及び帳簿の備付け等)

第52条 本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支決算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (13) その他必要な書類及び帳簿

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 本定款は、社員総会において代議員現在数の半数以上で代議員現在数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第54条 本法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併(合併により本法人が消滅する場合に限る)
- (3) 社員たる代議員が欠けたこと
- (4) 破産手続きの開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の決議を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 本法人の清算に伴う残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第9章 補則

(各種規定等)

第56条 本定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会及び社員総会の決議を経て、別に定める。

附則

1. 本法人は、社団法人日本解剖学会に属した一切の財産及び権利義務を継承する。
2. 従来の社団法人日本解剖学会の正会員、団体会員、名誉会員、永年会員及び賛助会員であって、第11条に規定する会員の資格を有する者は、第13条の規定にかかわらず、設立の日からそれぞれ当該会員とする。
3. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。
4. 本法人の最初の代表理事は、高田邦昭とする。業務執行理事は牛木辰男、岡部繁男、河田光博、渡辺雅彦とする。
5. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
6. 本定款の施行後最初の代議員は、第25条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。その任期は第25条4項に関わらず、附則第3項における登記の日から平成26年12月31日付決算に係る定時社員総会の終結時までとする。
7. 本定款は平成25年3月29日より施行する。
8. 本定款は平成25年11月30日より施行する。